



平成18年5月17日

各 位

会社名 関東電化工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 富田 芳男
(コード番号 4047 東証第1部)
問合せ先 人事総務部専任部長 浦本 邦彦
(TEL. 03-3216-4561)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日に開催された取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ①「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴う主要な変更は、以下のとおりであります。
 - ア. 当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされているため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
 - イ. 当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされているため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ウ. 当社の定款には、名義書換代理人は株主名簿管理人に変更される旨の定めがあるとみなされているとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、現行定款第9条(名義書換代理人)を変更するものであります。
 - エ. 単元未満株主の管理効率化を図ることを目的として、単元未満株式についての権利を制限するため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - オ. 株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能にするため、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - カ. 取締役会の書面決議が可能になったことに伴い、取締役会が緊急時に開催する必要性が生じたときに臨機応変な対応を図るため、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - キ. 補欠監査役選任決議の効力を監査役の任期にあわせ4年とするため、変更案第32条(補欠監査役選任決議の効力)を新設するものであります。
 - ク. 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第37条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、変更案第37条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ②当社の英文会社名表記を新たに定めるため、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。
- ③「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が施行されたことに伴い、公告の周知性向上を目的として、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更するため、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。
- ④かねてより取締役の員数削減をすすめてきたことから、取締役の員数枠を適正かつ合理的な水準にするため、現行定款第17条(員数)を変更するものであります。

- ⑤買収防衛策の導入を株主総会決議事項とするため、変更案第18条(買収防衛策の導入)を新設するものであります。なお、変更案第18条第3項は、当社株式等の買付行為により株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときに限り、取締役会は、同条第1項に定める株主総会の決議を経ずに、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができることを規定するものです。
- ⑥変化の激しい経営環境下において、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年に短縮するため、現行定款第19条(任期)を変更するものであります。
- ⑦社外取締役としての適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第28条(社外取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ⑧取締役の任期を1年にする定款規定をおくことに伴い、剰余金の配当等の決定に係る権限を取締役に委譲することができ、これにより配当政策の選択肢を確保するため、変更案第39条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

上記のほか、表現の明確化を図るための文言の整備、会社法等の施行に基づく必要な規定の加除・修正・移設および規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>定 款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は関東電化工業株式会社と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 苛性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売</p> <p>2. 弗素および弗素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売</p> <p>3. 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売</p> <p>4. 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売</p> <p>5. 磁性材料および電子材料の製造および販売</p> <p>6. 粉末合金およびその成型品の製造および販売</p> <p>7. 農産品、水産品の化学的処理による製品の製造および販売</p> <p>8. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>定 款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>関東電化工業株式会社と称し、</u> <u>英文では、KANTO DENKA KOGYO</u> <u>CO., LTD.と表示する。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>か性ソーダ</u>、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売</p> <p>(2) <u>フッ素</u>および<u>フッ素化合物</u>ならびにこれらに関連する製品の製造および販売</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2億株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 ① 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 ② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株券の種類) 第8条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 ① 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 <u>当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第11条 ① <u>当会社は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 <u>定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長) 第13条 ① <u>株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>社長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長) 第14条 <u>株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(決議方法) 第14条 ① 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがあるものを除き出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 ① 株主またはその法定代理人が代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる株主に限りこれを委任することができる。</p> <p>② 前項の場合には代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>③ 代理権の授与は各総会ごとにしなければならない。</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が署名または記名捺印してこれを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当会社の取締役は18名以内とする。</p> <p>(選任) 第18条 ① 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>② 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(買収防衛策の導入) 第18条 買収防衛策の導入は、株主総会において決定する。</p> <p>2 前項に定める買収防衛策の導入とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付けを行う者が遵守すべき手続を当社が定めることをいう。</p> <p>3 第1項にかかわらず、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為により、株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときには、取締役会は、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任および解任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任および解任する。</p> <p>2 取締役の選任決議および解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(任期) 第19条 ① 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 ① <u>取締役会の決議をもって取締役中より当会社を代表すべき代表取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会およびその招集者、議長) 第21条 ① <u>取締役は取締役会を構成し、取締役会は会社の業務執行を決定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は社長これを招集し、社長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>③ <u>取締役会の議長は会長これにあたり、会長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(招集の通知) 第22条 <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときはこの限りでない。</u> (新 設)</p> <p>(決議方法) 第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。</u> (新 設)</p> <p>(議事録) 第24条 <u>取締役会の議事については議事録を作成し、出席した取締役および監査役が署名または記名捺印して、これを10年間本店に備置く。</u> (新 設)</p>	<p>(任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (第1項 削 除)</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議長は会長がこれにあたり、会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (削 除)</p> <p>(取締役会規程) 第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(報酬) 第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第26条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第27条 ① 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 ② 監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>(任期) 第28条 ① 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会およびその招集者) 第29条 ① 監査役は監査役会を構成し、監査役会は法令に定める事項の他、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。 ② 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>(招集の通知) 第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役選任決議の効力) 第32条 補欠監査役選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(決議方法) <u>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあるものを除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録) <u>第32条 監査役会の議事については議事録を作成し、出席した監査役が署名または記名捺印して、これを10年間本店に備置く。</u></p> <p>(報酬) <u>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 決 算</p> <p>(決算期) <u>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当) <u>第35条 利益配当金は毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) <u>第36条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第37条 ① 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>② 前項の利益配当金等には利息をつけない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>2 前項の配当財産が金銭である場合には利息をつけない。</u></p>

3. 日程

平成18年6月29日開催予定の第99回定時株主総会に付議いたします。

以 上